

平成22年5月28日

各 位

会 社 名 大 阪 製 鐵 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 永 広 和 夫
(コード番号 5449 東証、大証第一部)
問 合 せ 先 総 務 部 長 中 井 健
(電話 06-6552-1441)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成22年5月28日開催の取締役会において、平成22年6月25日開催予定の第32回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

(1) 取締役の員数に関する変更

経営環境の変化に迅速に対応するための経営体制の改革施策として、当社では、平成22年4月28日の取締役会において、執行役員制度の導入を決定いたしました。これにより、取締役会につきましては、経営意思決定機能と業務執行監督機能をより明確にするとともに、より一層活発かつ十分議論がなされ、迅速・的確な意思決定ができるように、現行定款第18条の取締役の定員を3名以上12名以内に変更するものであります。

(2) 社外監査役に関する責任免除の追加

社外監査役として有能な人材の確保登用を可能にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、社外監査役との間に責任限定契約を締結できる旨の規定を変更案第37条第2項として新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

| | |
|-------------------|---------------|
| 定款変更のための定時株主総会開催日 | 平成22年6月25日(金) |
| 定款変更の効力発生日 | 平成22年6月25日(金) |

別紙

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>第 1 8 条 (取締役の定員) 当社の取締役は 3 名以上 <u>1 6 名</u> 以内とする。</p> | <p>第 1 8 条 (取締役の定員) 当社の取締役は 3 名以上 <u>1 2 名</u> 以内とする。</p> |
| <p>第 3 7 条 (監査役の実任) 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項に規定する監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>(新 設)</p> | <p>第 3 7 条 (現行どおり)</p> <p><u>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> |

以上